



## 子育て世帯への臨時特別給付金の支給額が10万円になりました

### (1) 支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給を受給している方
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童がいる方（高校生でなくても対象ですが、児童が結婚している場合は対象外です）
- ③令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童がいる方
- ④所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している公務員の方

※①は申請不要、②・④は申請が必要、③は申請が必要な場合と不要な場合があります。

※①～④いずれかに該当する方が対象ですが、令和2年中の所得が児童手当（本則給付）の所得限度額を超えている場合は対象外になります。

### (2) 支給額

対象児童1人当たり一律10万円（一度限りの支給）※当初5万円の支給を予定していましたが、一括で10万円支給することになりました。

### (3) 申請手続・支給日

申請不要の支給対象者の方には支給案内通知を送付しており、児童手当受給口座に振込みが完了しています。

#### <申請が必要な方について>

##### ●申請場所・期間

場所：市役所1階 福祉事務所 子育て支援係（郵送での申請も可能）

期間：1月4日（火）～3月15日（火）（土日祝日を除く）

午前9時から12時まで、午後1時から5時まで ※時間外の対応不可

※出生に係る手続きで福祉事務所に来られた方については、随時給付金の案内をいたします。

##### ●必要書類

- ①申請書（福祉事務所窓口で準備しています。郵便申請の場合は市ホームページから印刷してください）
- ②申請者（夫婦の場合、より所得が高い方）の身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面など）
- ③申請者名義の通帳やキャッシュカード ※ゆうちょ銀行の場合は通帳が必要です

★令和3年1月1日時点の住民票が市外の場合や対象の児童と別居している場合は別途必要な書類がありますので市ホームページをご確認いただくか、お問合せください。

★不備などにより一度の来庁（郵送）で手続きが完了しない場合もあります。ご了承ください。

## くるみん・えるぼし認定をご存じですか

### 【くるみん認定とは】

子育て支援が優良な企業を「子育てサポート企業」として次世代育成支援対策推進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

○次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備することを目的に制定された法律です。この法律に基づき、企業は、労働者の仕事と家庭の両立を支援するための目標を掲げ、取り組むことになっていきます（労働者数が101人以上の企業は「義務」、100人以下の企業は「努力義務」）。

### 【えるぼし認定とは】

女性の活躍状況が優良な企業を「女性活躍推進企業」として女性活躍推進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

○女性活躍推進法とは

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的に制定された法律です。この法律に基づき、企業は、自社の女性労働者が積極的に活躍できるようにするための目標を掲げ、取り組むことになっています（労働者数が301人以上の企業は「義務」、300人以下の企業は「努力義務」。ただし令和4年4月1日以降は労働者数101人以上の企業が義務化されます）。

宮崎県内では、11月末時点でくるみん認定企業が44社、えるぼし認定企業が5社となっています。認定企業は、自社の商品、広告などに認定マークを使用できます。また、宮崎労働局では、ハローワークなどで求職者へ幅広くPRを実施しており、就職説明会での優先的参加も認められています。制度に関する詳しい内容は、宮崎労働局雇用環境・均等室までお問合せください。

### 【問合せ先】

宮崎労働局雇用環境・均等室 0985-38-8821

(文書取扱：商工観光課)

## 西都市議会議員選挙についてのお知らせ

### <西都市議会議員選挙の日程について>

告示：4月10日（日）

投票日：4月17日（日）

### <立候補を予定されている方へ>

立候補予定者に対して、以下の日程で説明会を実施いたします。

### 立候補手続及び選挙運動等説明会

日時：2月10日（木） 午後2時から

場所：市コミュニティセンター3階 研修室

携行品：筆記具

※この説明会時に立候補届出用紙などの関係書類を配布いたしますので  
**立候補を予定されている方は必ずご出席ください。**

※出席は代理の方でもかまいませんが、会場の都合により、1候補者につき2名まででお願いします。

【問合せ先】 選挙管理委員会 43-3418  
(不在時) 総務課 行政係 43-1112

(文書取扱：選挙管理委員会)

令和4・5年度

## 建設工事等競争入札参加資格審査申請 「指名願い」の定期受付のご案内

令和4・5年度に市が発注する建設工事・測量・コンサルなどの競争入札に参加を希望される方は申請の手続きをしてください。

申請者の資格、提出方法や提出書類など、詳細については市ホームページ（入札・契約情報）をご覧ください。

**【申請期間】**

1月5日（水）～2月28日（月）

午前9時～午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時および土日祝日は除く。

**【申請場所】**

財政課 契約管財係（市役所3階）

**【申請方法】**

郵送（最終日必着）または持参

（文書取扱・問合せ：財政課 契約管財係 43-0377）

令和4年度

## 物品等競争入札参加資格審査申請 「指名願い」の追加受付のご案内

令和4年度に市が発注する物品などの競争入札に参加を希望される方は申請の手続きをしてください。

申請者の資格、提出方法や提出書類など、詳細については市ホームページ（入札・契約情報）をご覧ください。

**【申請期間】**

1月11日（火）～2月10日（木）

午前9時～午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時および土日祝日は除く。

**【申請場所】**

財政課 契約管財係（市役所3階）

**【申請方法】**

郵送（最終日必着）または持参

（文書取扱・問合せ：財政課 契約管財係 43-0377）

## 保険税などの納付済証明書について

本年度も所得税確定申告（国民健康保険税・市県民税の申告）の時期が近づいてまいりました。申告の際に「社会保険料控除」の対象となる国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付済証明書の交付方法についてお知らせします。

**◎ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料いずれも**

普通徴収（納付書および口座振替での納付）分のみ、1月24日以降、ハガキ（介護保険料は封書）にて証明書を送付します。

すでに令和3年分の納付済証明書を健康管理課に取りに来られている方につきましては、送付しません。

※特別徴収（年金差引）分につきましては、年金保険者から届く源泉徴収票をご利用ください。

【問合せ先】健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378、介護保険係 43-3024

（文書取扱：健康管理課）

## マイナンバーカード交付・申請のため 日曜日窓口を開庁しています

マイナンバーカードをすでに申請済みで、交付通知書(はがきなど)が届いているが、仕事などで平日は市民課に来ることができない方のために日曜日にもカードの交付を行っています。また、これからカードを作りたい方には、新規申請(無料写真撮影付き)も行っています。

**ただし各支所では、休日申請などは行っていません。**

●日時：1月9日(日)、1月23日(日)、  
2月13日(日)、2月27日(日)

●時間：午前9時から午後3時まで

※マイナンバーカードに関する手続きには、**電話予約が必要**です。必ず事前に電話予約をお願いします。

**※日曜日当日の予約・キャンセルはできませんのでご了承ください。**

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

(文書取扱：市民課)

## 各支所でマイナンバーカードが作れます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付(写真撮影付き)を無料で行っていきます。一度来庁するだけで、本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

- 市民課：35-3020
- 穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111
- 都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111
- 東米良支所：49-3031

### 【マイナンバーカード有効期限通知書(青色の封筒)】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。

2月が誕生月の方は、1月中旬ごろまでに有効期限通知書(青色の封筒)が届きますので、電話予約をしてからカードと有効期限通知書、カード交付時に設定した暗証番号を市民課までご持参ください。**各支所では更新手続きはできません。**

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字  
利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020

**※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず電話予約をお願いします。予約のない方は、他の方に迷惑がかかりますので、お断りする場合があります。**

(文書取扱：市民課)

## 農業者年金新制度が改正されます

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する方は、新制度の農業者年金に加入できません。加入方法は、自分で保険料を決められる通常加入（月額2万円から6万7千円までの間〔千円単位〕で選択）と、最大1万円の国庫補助が受けられる政策支援加入（月額2万円固定）の2通りあります。

このうち通常加入について、若い農業者が加入しやすいよう令和4年1月1日から保険料が引き下げられます。

35歳未満で以下の対象者の方は保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられ、**1万円から6万7千円までの間（千円単位）で保険料を選択して**通常加入できるようになります。

### <保険料引き下げの対象者>

次の①から⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

### ●留意事項

通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が35歳になった、または認定農業者になったなど、上の①から⑤のいずれかに該当した場合は、通常加入の保険料を2万円以上に変更または政策支援加入の手続きが必要となります。

（文書取扱・問合せ：農業委員会 43-3595）

## 農業用廃プラスチックデポジットの有効期限について

農業用廃プラスチックのデポジット制度は、西都農業協同組合においてビニール、ポリなどの農業用プラスチック製品を購入する際に、事前に処理費を上乗せして徴収している制度です。

農業経営者の皆さまにおかれましては、このデポジット制度によりビニールなどの適正な処理を行っていただいているところですが、デポジットを全く使われずに残ったままになっている方も見受けられます。

このデポジット制度は、10年間デポジットの更新がない場合は失効することになっています。

返還を希望する場合やご不明な点がある方は、早めに事務局までご連絡ください。

※①～③はデポジットが残留している方の一例です。

- ① 過去に農業を営んでおり、離農された方
- ② 経営主が変更になった方（例：死亡、後継者に経営移譲など）
- ③ 農業用廃プラの処理について、処理業者と契約締結している方

（文書取扱・問合せ：

西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会 32-1003

〔事務局：農林課 園芸特産係〕）

## 水道メーターの検針にご協力ください

水道メーター検針のため、検針員がみなさまのお宅に伺います。検針がスムーズにできるよう、次のことにご協力ください。

- ◆メーターボックスの上やその周辺には物を置かないようにしてください。
- ◆犬は放し飼いにしないで、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。
- ◆メーターボックス周辺は庭木や草などで覆われないようにしてください。
- ◆メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。
- ◆家の増改築などでメーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針しやすい場所へ移してください。

※検針後、「使用水量のお知らせ」を検針世帯ごとにお渡ししていますので必ずご確認ください。

### <水道料金の納付は便利な口座振替がおすすめです>

お客さまの預金口座から毎月、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。

お届け印と預金通帳を持って、取引のある取扱金融機関へ直接お申込みください。原則として、すべての取扱金融機関の本支店から料金の引き落としが可能です。水道料金の引き落としの期日は、毎月23日(金融機関が休みの場合は翌営業日)です。

#### 【取扱金融機関】

- ・宮崎銀行 ・宮崎太陽銀行 ・高鍋信用金庫 ・宮崎第一信用金庫
- ・九州労働金庫 ・西都農業協同組合 ・宮崎中央農業協同組合
- ・郵便局

※クレジットカード払いには対応しておりませんので、ご了承ください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 営業係 43-1325)

## 生ごみ処理機器購入費の補助について

市では燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器購入費に対する補助を行っています。生活環境課において申請を随時受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

#### 【補助金額】

- コンポスト 購入費の1/2 (1基につき上限5千円)
  - 電動生ごみ処理機 購入費の1/3 (1基につき上限2万円)
- ※補助対象となる金額は、本体購入価格であり、送料、長期保証料、ポイント還元などによる割引分、設置・工事費などは対象外です。

#### 【補助の対象】

- ・補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者。
- ・コンポストは一世帯につき2基、電動生ごみ処理機は一世帯につき1基を限度とします。
- ・過去に交付を受けたことがある世帯は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年間は再申請ができません。ただし、使用不能の場合は除きます。
- ・購入した日から数えて、30日以内に申請することが必要です。

#### 【申請に必要なもの】

- ・領収書(商品名、金額、購入日、購入店名が記載されたもの)、インターネット購入の場合は利用明細書および支払いを証する書類
- ・購入したものがわかるカタログや取扱説明書など
- ・申請者本人の通帳(補助金は口座振込になります)
- ・印鑑
- ・世帯員の市税完納証明書(税務課で発行しています。手数料300円が必要です)

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 「第41回 一夜の歌声喫茶」の開催について

市民会館で第41回目となる「一夜の歌声喫茶」が開催されます。

【日 時】 1月23日（日）

開場：午後1時 開演：午後1時30分

【会 場】 市民会館

【料 金】 500円

※電話で申込みのうえ、当日受付でお支払いください。

【内 容】 童謡、青春歌謡、フォークソングなどを全員で歌います。

300曲の歌集の中からリクエストをどうぞ。

(アコーディオン・大正琴・キーボード・ベースなど、伴奏はプロのミュージシャンです)

【主 催】 西都市レクリエーション協会

【問合せ】 080-5065-5932（事務局：松下）

### 【注意事項】

- ・ワクチンを2回接種した方、50名限定とさせていただきます。
- ・当日は検温を実施します。また必ずマスク着用をお願いします。
- ・飲み物は持参してください。

（文書取扱：社会教育課）

## セントラルシネマ特別上映会

セントラルシネマでは、映画のおもしろさや大きなスクリーンで迫力のある映像を、たくさんの方に味わっていただくために、県内各地域の市民センターやホールを利用し、出張上映を行っています。

今回は10月15日に全国公開された『劇場版 ルパンの娘』を上映します。お近くにお住まいの方や、映画館で見逃してしまった方も、この機会にぜひご鑑賞ください。

■日 時：1月23日（日）

■会 場：市文化ホール(コミュニティプラザパオ3階)

■上映作品：『劇場版 ルパンの娘』（2021年／110分／コメディ）

■上映時間：①10：00～ ②12：20～ ③14：40～

■料 金：一般：1,500円 シニア（60歳以上）：1,000円

3歳～高校生：800円

※障がい者手帳ご呈示でご本人と同伴者1名まで、それぞれ1,000円にてご鑑賞いただけます。

※ムビチケはご利用いただけません。

※各日各回、上映1時間前から会場ロビーで当日券のみ販売します。

※各回、完全入れ替え制です。上映開始20分前より入場できます。

※検温・消毒、氏名・連絡先の記入をお願いします。

※ホール客席内での飲食はご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で実施しますが、感染状況によっては入場の制限・中止をする場合がございます。ご了承ください。

■主催・問合せ：

セントラルシネマ 出張映像事業部

0985-25-6027（午前9時30分から午後6時まで）

（文書取扱：総務課 秘書広報係）



## 「オレンジカフェ」を開催します

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今月は、参加者の皆さんと一緒に、日頃介護をされている時に役立つ介護技術について学びます。

もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】1月27日(木) 午後1時30分～3時

【開催場所】生きがい交流広場(妻町1丁目73番地)

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・介護に興味のある方 など

【内容】介護技術の勉強会 など

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター(担当:小牧真由美) 32-9595

市南地区地域包括支援センター(担当:小牧朋子) 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。

※参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。また水筒など水分補給できるものをご持参願います。

(文書取扱:健康管理課 地域包括ケア推進係)

## 男女共同参画審議会委員の公募について

市では、男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じて調査・審議するとともに、市長に意見を述べるための付属機関として「西都市男女共同参画審議会」を設置しています。

この度、広く皆さんのご意見を市政に反映させるため、以下のとおり公募委員を募集します。

★公募人員:3名以内

★任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日まで

★応募資格:市内に在住・勤務・在学している方  
満20歳以上の方(令和4年4月1日現在)  
年2～3回程度の会議に出席できる方

★応募方法:規定の応募用紙にて、市民課 市民協働推進係(生きがい交流広場1階)に提出してください(郵送可)。応募用紙は、市民課 市民協働推進係、多目的スペース情報コーナー(市役所1階)、各支所にあります。

★応募期間:1月15日(土)～2月14日(月)

※午後5時15分まで。

※郵送の場合は、当日消印有効。

★選考:公募委員選考基準にて選考し、結果をご本人に通知します。

★申込・問合せ

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地  
市民課 市民協働推進係 43-1204  
(生きがい交流広場1階)

(文書取扱:市民課)

## 「広報さいと」に広告を掲載しませんか

本市では、新たな財源確保と市民サービスの向上を目的として、市の広報紙「広報さいと」と、市ホームページに民間企業の広告を掲載しています。掲載を希望する企業は総務課 秘書広報係へ直接お申込みください。

	広報さいと	市ホームページ
広告の規格	縦45mm×横175mm	縦50ピクセル×横150ピクセルのバナー広告
掲載場所	さいとの話題コーナーの下部（ページ指定不可）	市ホームページのトップページ下部
広告枠	毎月2枠まで	最大5枠まで（現在2枠の空きがあります）
掲載料	1回5,500円（税込） ※1枠あたり	月額5,000円（税込） ※1枠あたり
掲載単位	1回から掲載可能。年度内に12回を上限とする。	月単位で掲載可能

※広告のデータについては、いずれも申込者の負担で作成してください（市では作成しません）。

【募集期間】 広告枠に空きがある限り、随時受け付けています。

【申込方法】

以下の①②③を総務課 秘書広報係にご提出ください（郵送可）。

- ①西都市広告掲載申込書（市ホームページからダウンロード）
- ②同意書（市ホームページからダウンロード）または市町村税に滞納がないことを証明する書類
- ③広告の原稿（プリントアウトしたもの）

※掲載の条件や掲載スケジュールなど、詳細については右の市ホームページ（QRコード）からご確認ください。



（文書取扱・問合せ：総務課 秘書広報係 35-3001）

## 宮崎県立産業技術専門校高鍋校

### 「建築科・塗装科」令和4年度入校生募集

県立産業技術専門校高鍋校では、以下のとおり令和4年度「建築科・塗装科」の入校生を募集します。

- 1 募集人員 建築科 20名  
塗装科 20名
- 2 訓練期間 1年間（令和4年4月から令和5年3月まで）
- 3 募集対象者 次のいずれかの要件を満たす方
  - ①既卒者：中学校卒業または同等の学力を有すると認められる者のうち、おおむね35歳未満で、建築または塗装の分野に就業しようとする意欲のある者（離転職者を含む）。
  - ②新卒者：令和4年3月に中学校卒業予定の方
- 4 願書受付期間 第1次募集 1月11日（火）～2月1日（火）  
第2次募集 3月7日（月）～3月25日（金）  
※第2次募集は第1次募集の応募状況等によっては実施しないことがあります。
- 5 選考試験日 第1次選考試験日 2月14日（月）  
第2次選考試験日 3月28日（月）
- 6 提出書類 新卒者：入校願書、調査書、健康状況申告書  
上記以外の者：入校願書、健康状況申告書

（問合せ先）

〒884-0003 宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋1770

宮崎県立産業技術専門校高鍋校

電話：23-0523 FAX：22-0065

（文書取扱：商工観光課）

## 法務局・人権擁護委員による

### 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する場合があります。

○日 時 1月18日(火) 午前10時から午後3時まで

○場 所 生きがい交流広場2階 和室  
住所：西都市妻町1丁目73番地  
(宮崎太陽銀行西都支店近く)

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付窓口

○ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通  
<https://www.jinken.go.jp/>

(文書取扱：市民課)

## 西都市地域子育て支援センター つばさ館

明けましておめでとうございます。本年も宜しく願いいたします。今年も、明るく楽しく過ごせる支援センターにしていきたいと思っております。子どもさんと一緒に、ぜひ遊びに来てくださいね！

### ＜1月の行事予定＞

- 4日(火) 保育始め・今月の制作(今月中随時)
  - 5日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00~12:00  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
  - 7日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃~
  - 11日(火) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 13日(木) 誕生会(1月生まれ) AM10:30頃~  
(冠などの準備があるので、誕生月の方はご連絡ください)
  - 17日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00~12:00  
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
  - 18日(火) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)  
(参加費500円 オイル代込み) AM10:30頃~
  - 20日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃~
  - 21日(金) つばさ館カフェ① 予約5組 AM10:30~ 参加費500円
  - 24日(月) 鬼のお面作り(~今月中随時)
  - 25日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃~ 参加費150円
  - 27日(木) 給食試食会(予約制) ※1食350円
  - 28日(金) つばさ館カフェ② 予約5組 AM10:30~ 参加費500円
- ※ベビーフォトの日程・時間は、つばさ館にお問合せください

### ◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

- 【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079
- 【利用時間】月~金曜9時~15時、土曜9時~12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)です。詳しくはお電話ください。

(文書取扱：福祉事務所)